

能勢分校 生活支援部より

生活支援部では、能勢分校での生活全般について指導を行っています。すべての生徒が、将来の夢や希望に向かって充実した楽しい高校生活を送れるように、環境を整えることを重視しています。また、「時間を守る」・「挨拶をする」・「服装を正す」「丁寧な言葉遣いをする」など、社会に出ても対応できるような指導を心がけ、「基本的な生活習慣の確立」・「規範意識の醸成」などとあわせて、学校と家庭が協力して生徒をサポートしていきたいと考えています。

高等学校と中学校との生活指導の大きな違いは、「懲戒処分」があることです。能勢分校でも、校長訓告・停学（無期、有期）などの懲戒がありますが、懲戒処分の申し渡しを行う際には、必ず保護者同伴で来校していただくなくてはなりません。

すべての生徒が充実した学校生活を送るために、指導にご理解をいただき、保護者の皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 服装、頭髪について

(1) 制服（原則以下のとおりとする。）

冬服 学校指定のブレザー、カッターシャツ、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボン<ベスト・セーター・カーディガン>

夏服 学校指定のカッターシャツ、スラックスまたはスカート

※ 注意

- ・10月1日から5月末日までは冬服、6月1日から9月末日までは夏服着用を原則とする。但し、寒暑の状況に応じて調節期間をおく。
- ・ベスト・セーター・カーディガンの着用は任意。着用する場合は学校指定のものを購入すること。
- ・冬服は必ずブレザーを着用または携帯すること。

(2) 防寒着

ブレザーの上に着用する防寒着は、華美でないものとする。

(3) 頭髪は清潔・清楚に保ち、パーマ・染色・脱色等は禁止する。

(4) 化粧・マニキュアをしたり、ピアス・指輪・ネックレスなどの装飾具を身につけたりしない。

(5) 学校指定のスリッパをはく。

(6) その他

細部については高校生として良識の範囲とする。

2 遅刻指導について

- (1) 学校遅刻：8時35分以降の登校は遅刻。職員室にて「遅刻カード」を発行してもらい、教室へ入室する。
- (2) 授業遅刻：授業に遅れた場合や途中入退室については、職員室にて「入室許可証」を発行してもらい、教室へ入室する。

※1年間を分割し、各期一定の回数遅刻した場合は、指導対象となります。

※上記遅刻指導に関して、指導に従わない場合や改善が見られない場合、保護者同伴での指導（懲戒も含む）を行うこともあります。

3 交通規定について

- (1) 通学には、通学届にあるきまった通学経路をとり、交通規則を守り、安全やマナーを心掛けること。
- (2) 自転車通学を希望する者は「自転車通学届」を提出し、許可を得なければならない。自転車は自転車置き場に整頓して置き、日頃から点検整備に心掛けること。また、自転車を使用する際は、安全のためヘルメットを着用することが望ましい。
- (3) 特別な事情があり運転免許を取得しなければならない場合には、保護者・学級担任と相談の上、免許取得後は直ちに免許取得届を提出すること。なお、学校へ登校すべき日の取得は認めない。
- (4) 単車・車・電動キックボード（特定小型原動機付自転車）・「ペダル付き原動機付自転車」による登下校（同乗を含む）は登校すべき日はもとより、放課後、休日といえども禁止する。

※大阪府条例により「自転車損害賠償保険等の義務化」が平成28年7月に施行されたことに伴い、本校では「全国高P連」の賠償責任保証制度に学校単位で加入しております。

4 携帯電話、スマートフォンやゲーム・音楽等の情報端末機器について

- (1) 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等は「校舎内持ち込み禁止」。持ってきた場合は、個人ロッカーへ入れ、施錠をすること。
- (2) 始業（8時35分）から6限終了（7限目選択科目のある場合は7限終了）までの間、使用禁止。

※長時間使用の弊害が指摘されている現状を踏まえ、このような指導を行っております。
使用方法について、ご家庭でもよくご相談ください。